

## 限度額適用認定申請について(ご案内)

入院等により高額な医療費がかかる場合は、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口で提示すると、一部負担金は高額療養費の自己負担限度額までとなります。

「限度額適用認定証」等の交付を申請する際には、「限度額適用 限度額適用・標準負担額減額 認定申請書」を組合に提出してください。

なお、「70歳以上一般」、または「70歳以上現役並みⅢ」の区分に該当する方は、「限度額適用認定証」は不要です。

### ※ 適用区分（自己負担限度額）の判定について

適用区分（自己負担限度額）を判定するため、個人番号（マイナンバー）を用いた情報連携にて対象世帯の所得情報を取得いたします。なお、情報連携にて所得情報を取得できなかった場合は、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。（判定に使用する所得額は、診療月が1月から7月のときは前々年所得、診療月が8月から12月のときは前年所得です。）

「マイナ保険証」等の提示により、医療機関等のオンライン資格確認で区分の確認ができれば、限度額適用認定証の申請は不要となりますので、医療機関窓口等でご確認ください。

新潟県医師国民健康保険組合

〒951-8124

新潟市中央区医学町通2-13

TEL 025-223-6381

FAX 025-224-6103

メール [ishikokuho@niigata.med.or.jp](mailto:ishikokuho@niigata.med.or.jp)